

1 補助対象外の法人		
ボランティア活動、財団法人、一般社団法人（非営利型）、公益社団法人、組合（事業協働組合等）		
2 補助対象外の業種		
業種	業種分類	補足説明
農業、林業	大分類A	農業サービス、園芸サービス、素材生産業、林業サービスは対象
漁業	大分類B	
金融業、保険業	大分類J	保険媒介代理業、保険サービス業は対象
医療、福祉の医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所	大分類P（小分類831、832、833）	
以下のサービス業		
・風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」規制の対象となる業種		
（接待飲食等営業、遊技場営業、性風俗関連特殊営業等）		
・興信所	大分類L（細分類7291）	
・易断所、観相業、相場案内業	（細分類7299）	
・競輪・競馬等の競走場、競技団	大分類N（小分類803）	
・芸き業	大分類N（細分類8094）	
・場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業	大分類N（細分類8096）	
・集金表、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）	大分類R（細分類9299）	
・政治、経済、文化団体	大分類R（中分類93）	
・宗教（事業内容が宗教と密接に関連性があるとみなされる場合を含む）	大分類R（中分類94）	

※分類は「日本標準産業分類」による。

※上記以外にもフランチャイズチェーンや販売代理店その他これらに類する契約に基づく事業は対象外とする。

店舗・事務所を構えないもの、週に4日以上営業（概ね年間200日以上営業）を行えないものは対象外とする。